

会議の概要（議事録）

(事務局)

アンケートの回答に要する時間は、導入当初など入力に慣れていない場合は10分程度であるが、慣れてくると5~6分で入力ができるということで、多くの学校では朝の授業が始まる前の時間帯で、日々の取組である健康観察報告（自身の心の健康状態の報告）の入力と合わせて実施していると報告を受けています。

(委員)

未就学児の対応はどうしているのか。

(事務局)

教育委員会で所管している公立幼稚園ではアンケートを行っていないが、常に教員や介助員が園児に寄り添っているので、何かあった際にはすぐに教員等が対応している。なお、幼稚園の教員等に対しても、学校の教員等と同様に、いじめの定義等についての周知を行っている。

(委員)

保育園等についても、何か連携等が行われているとよいと思う。

4 いじめの防止等の取組について

庶務課長が「令和7年度 区のいじめの防止等の取組について」（資料2）を説明した後、指導室長が「区立学校におけるいじめ防止等の取組について」（資料3）及び「いじめから子供たちを守るために」（保護者配布リーフレット）（資料4）を説明した。

【質疑内容】

(委員)

相談窓口への児童生徒からの相談の実績の状況は。

(事務局)

令和5年度の実績で年間4, 572件（延べ件数）であり、多いときは日に5、6件程度ある。

(委員)

SNSでの相談はどういった方法で行うのか。

(事務局)

児童生徒に配布されている1人1台端末から入力するもので、SNS相談のアプリの運営会社の方で受け付けた後、アプリでのやりとりにより、相談内容の詳細を相談者から聴取して、翌日、運営会社から指導室あてに匿名の状態で相談内容が報告される仕組みとなっている。

(委員)

それを学校の方に情報提供をして対処してもらうということか。

(事務局)

匿名でも、毎日指導室で相談内容を確認して、必要に応じて該当の学校に対応を依頼している。

(会長)

相談内容が教育委員会に報告されるので、しっかりと対応されるものだと思う。

確認を含め、様々な御意見があった。いただいた御意見は、今後の対策・取組に生かしていきたいと思う。

	<p>5 その他</p> <p>会長が、いじめの防止等に係る連携について、委員に提案や意見を求めた。</p> <p>【質疑・意見等内容】</p> <p>(委員)</p> <p>毎年度クラス替えを行う学校としない学校があるようだが、区としての方針はあるのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>教育委員会としての統一方針はなく、全て校長の学校経営に係る判断に委ねている。毎年度のクラス替えは、人間関係の構築やコミュニケーション能力の育成に役立つ方法として採用している学校がある。</p> <p>(委員)</p> <p>毎年度のクラス替えに一定の効果があるのであれば、他校においても取り入れていけばよいと思うので、効果測定をきちんと行ってほしい。</p> <p>(委員)</p> <p>自身の職務において、いじめを認知し、又はその疑いがある場合は、どこに連絡・相談したらよいのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>もし、当該児童生徒から、学校へ連絡することの承諾が得られれば、その学校に連絡してもらうことが一番早く解決に向けて動くことができる。もし、当該児童生徒が学校への連絡を望まない場合は、指導室に連絡をいただければ対応する。</p> <p>6 閉会</p> <p>会長が閉会の宣言をし、墨田区いじめ問題対策協議会を閉会した。</p>
所 管 課	教育委員会事務局庶務課